

平成 17 年 10 月 11 日

企業会計基準委員会 事務局 御中

全国銀行協会

「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計  
処理（案）」に対する意見書の提出について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒  
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 第5項(2)および第16項について

配当受領額を受取配当金として計上できる第5項(2)の場合において、  
「配当を受領した株主が当該企業再編に関して投資先企業の株式交換損益  
を認識していないことを前提とした」ことについて、企業結合等会計基準  
等との関係について「結論の背景」において整理することが望ましい。

#### (理由)

今回の公開草案において、「株式交換損益を認識していないこと」を受取  
配当金計上の前提としている。これは現行の適用指針にはないものである  
ため、企業結合・事業分離等の会計基準における投資の継続・非継続の考  
え方との関係などを含め、公開草案においてこの前提が追加された背景に  
ついて整理することが望ましいと考える。

また、第5項(1)において「配当の対象となる時価のある有価証券を  
時価まで減損した期における配当を受取配当金に計上できる」としている  
が、企業再編において株式交換損失を認識した場合には、この考え方が準  
用されると考えて差し支えないか確認したい。

## 2. 第6項について

「剰余金を配当する会社は、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた配当原資（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）を速やかに公表することが望ましい」旨の記載があるが、統一的な目線が必要であると考え

（理由）

企業が配当原資を公表することは、従来の実務には無く今回の適用指針を契機に実施されることになるものである。その公表方法については、各企業の自主的な判断に委ねることも考えられるが、公表手段及び公表時期にバラツキが存在する場合には、配当を受ける側において無用な混乱を招く可能性もあり得ることから、実務上の取り扱いにも配慮した上で何らかの統一的な目線が示されることが望ましいと考える。

なお、公表の必要性の高い上場企業と異なる非上場企業等に関しては公表することの実益が低いと考えられることから、株主に対し個別に通知することで足り、上記の公表方法に拠る必要はないものと理解している。

以 上